

## 近世中期地方知行(給人知行)に関する一考察：佐賀藩「切地」・「上支配」政策の分析を中心に

高野，信治

<https://doi.org/10.15017/2230462>

---

出版情報：史淵. 125, pp.43-81, 1988-03-15. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 近世中期地方知行（給人知行）に関する一考察

——佐賀藩「切地」・「上支配」政策の分析を中心に——

高野信治

## 目次

はじめに

一 享保飢饉と知行地の荒廢化

二 出米制度と知行制度

三 知行地の切地と上支配

(a) 切地・上支配の由来と展開

(b) 知行地支配の実態

(i) 切地・上支配の決定

(ii) 支配・訴訟機構

(iii) 検見と落米

(iv) 相続米の支給

四 知行地支配の特質

——切地・上支配政策の評価をめぐって——

おわりに

近世中期地方知行（給人知行）に関する一考察（高野）

## はじめに

本稿では、領主対農民の主要な階級的接点である地方知行（給人知行）の問題を考察する。一九五〇年代後半、いわゆる「藩政史」研究の隆盛に伴い、地方知行の廃止または形骸化をひとつの指標として藩体制の確立をみる、いわば地方知行<sup>①</sup>遺制論が展開された。これに対し、地方知行とはそもそも何であるのか、藩政確立の当初において近世領主のいかなる政策の所産として発生したのか、また地方知行の具体的内容を領主の農民支配政策の基調と農民自体の具体的な存在形態との関わり、さらに商品流通と貢租形態等の諸側面より再検討する必要が指摘されるようになってきた。<sup>②</sup>このようななかで、一九七一年、三鬼清一郎氏は旗本・給人を含む個別領主の支配と搾取の問題と、これを支える権力編成の特質とを統一的に捉えることを提案し、これを受け、その後領主制論さらには国家論との絡みで、給人知行制を位置づける試みがなされている。<sup>③</sup>筆者も基本的には個別領主（給人）の階級支配の実現とそれを維持し貫徹させている公的支配（幕藩権力）との関係分析の必要性を感じている。しかし、そのためにはなお、給人支配の実態および農民の存在形態に関する研究史的蓄積は必ずしも充分ではない。例えば次のような諸点はとくに留意されねばならないであろう。

第一に、幕藩制全期を通じた立論である。従来の研究史は総体として幕藩制前期にその比重が置かれていたが、むしろ、地方知行が中後期における体制の構造的危機のなかで如何なる機能を有していたのかというなかに、その本質究明の鍵が隠されているよう。第二に、近世封建社会の特質のひとつといわれる兵農分離との関連をどのように捉えるのかということである。兵農分離を遂げた家臣（給人）が、自らの知行地を如何に支配したのか。ここでは給人知行の支配のメカニズムが検討されねばならず、就中、知行地支配の実務に当たった知行方役人の分析が必要となろう。第三に、村落・農民レベルでの検討である。地方知行形骸化論はいわば上からの論理である。被支配者である農民層

が、領主支配・給人知行制を如何に認識していたのか。給人の農民に対する単なる搾取論、恣意・非法論のみでは、給人知行制存続の意義は捉えられないのではないだろうか。そこには農民の日常生活史の掘り起こしという作業が要請されよう。

本稿は以上のような観点より、享保飢饉による藩体制の危機的状況下における知行制をめぐって、佐賀藩を素材に検討するものである。但し、史料制約によりその具体的分析が上・中級家臣の知行地に限定されることを了め御諒解願いたい。<sup>(5)(6)</sup>

### 〔註〕

- (1) その代表的論者は金井圓(『藩制成立期の研究』〈吉川弘文館、一九七五年〉)、谷口澄夫(『岡山藩政史の研究』〈塙書房、一九六四年〉)の各氏である。また鈴木寿氏(『近世知行制の研究』〈日本学術振興会、一九七一年〉)も同様の観点に立つ。
- (2) 例えば森山恒雄(『地方知行の一考察―肥後藩初期の給知百姓を中心に―』〈『社会経済史学』二六卷三号、同六号、一九六〇―一年〉)他、渡辺信夫(『幕藩体制確立期の商品流通』〈柏書房、一九六六年〉)、単田嘉彦(『知行地の構成―広島藩における「知行地戻し」段階を中心に―』〈福尾教授退官記念事業会編『近世社会経済史論集』(吉川弘文館、一九七二年)所収)他等の各氏。
- (3) 三鬼清一郎『豊臣政権の知行体系』(『日本史研究』一一八号、一九七二年)。
- (4) 例えば今野真氏の秋田藩をめぐる一連の研究(その成果は「藩体制と知行制度」〈歴史学研究・別冊特集(一九七九年)に集約される)、また旗本知行については白川部達夫『旗本知行と村落』(関東近世史研究会編『旗本知行と村落』〈文献出版、一九八六年〉)所収、岩田浩太郎『集権的封建制』論の影響と問題点(『関東近世史研究』一四号、一九八六年)等参照。
- (5) 佐賀藩はいわゆる地方史料が少なく、例えば地方知行の実態究明の研究は、神代鍋島氏領（カミシロ）に関する藤野保「佐賀藩における知行地の存在形態」(『歴史学研究』一九八号、一九五六年)、多久領に関する三木俊秋「佐賀藩における知行地の問題」(宮本又次『藩社会の研究』〈ミネルヴァ書房、一九六〇年〉)所収、納富鍋島氏の知行方役人について考察した池田史郎「佐

賀藩配分地（知行地）の村役人について」（『日本歴史』三七一号、一九七九年）、小山家を対象にした長野暹「佐賀藩の幕末期における地方知行村に関する若干の考察」（『佐賀大学経済論集』一四卷三号、一九八二年）を除けばほとんどない（なお佐賀藩知行制の総体的問題については、加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」（『九州文化史研究所紀要』二二六号、一九八一年）、黒田安雄「佐賀藩初期の検地と知行政策」（『同上』二二五号、一九八〇年）、同「佐賀藩における知行地の存在形態」（『同上』二二六号、一九八一年）参照。本稿ではこのため、従来、充分利用されなかった「家臣日記」を利用する。ここでいう家臣日記とは、家臣が自ら記した私日記ではなく、本文で述べる屋敷方役人あるいは郷方役人等、家臣（給人）の陪臣により記載されたものである。その内容は、幕法・藩法関係、知行地支配関係、家臣の家政関係、さらに家臣が藩役方に就任した場合の諸業務関係等、いわば公私にわたり広範である。このような藩家臣日記の性格は、それ自体考察する必要があるがここではしない。なお利用するのは、「納富鍋島家日記」（着座、物成六〇〇石）、「限日記」（姉川鍋島氏、家老、物成二、〇二〇石五斗）、「倉町鍋島家日記」（家老、物成二、三〇〇石）、「神代鍋島家日記」（家老、物成二、二〇〇石五斗）等、着座ないし家老クラスの日記である（なお家臣団家格構成については、拙稿「幕末期佐賀藩家臣団の構造」（『九州文化史研究所紀要』三二一号、一九八六年）参照）。

(6) 本稿で対象とする享保期前後の佐賀藩政に関しては、木原溥幸「佐賀藩における享保期について」（『歴史研究』（香川大学）一八号）、柴多一雄「享保期における佐賀藩政の展開」（『九州文化史研究所紀要』二二八・二二九号、一九八三・四四年）参照。とくに柴多氏は、享保期を、藩主と三家・親類・親類同格層との対立が享保飢饉を背景に一拳に表面化した時期と捉え、統一的な農政が展開されなかったとする。この政治的問題は、知行制の問題を考察する場合、示唆的である。

### 一 享保飢饉と知行地の荒廃化

享保一七年の蝗虫の異常発生による享保飢饉は、伊勢・近江以西の西日本一帯を襲ったが、とくに筑前と肥前に甚大な被害を及ぼした。佐賀藩の場合、全領的な被害状況を明らかにすることはできないものの、<sup>①</sup>蔵入地についてみれば、合地米高一二九、八九〇石余に対して、除米高は一〇六、三三〇石余<sup>②</sup>（八一％）にのぼる。知行地についても同様の状況であった。例えば白石鍋島氏（親類）は、すでに享保一七年六月二三日段階で蝗虫による知行地の被害状況

を調査している。<sup>③</sup> それによれば「年々否」を控除した年貢収納田數九〇三町余、八、〇二〇石余のうち、「大虫入苗喰倒古田」が二九町余、二五四石余、「中虫入」(落米六部・七部)が二七二町余、二、四九〇石余、「少々虫入」(落米三部・四部)が三五二町余、三、二一九石余、これに対し「只今迄ハ別条なし」(落米一部・三部)は二四七町余、二、〇五五石余に過ぎなかつた。また、諫早領(親類同格)は地米一〇、四八〇石に対して有米七三三石余(六・九%)、横岳鍋島領は、地米三、〇〇〇石に対して有米一六五石(五・五%)という有様であつた。<sup>④</sup> 人口についてみれば、飢饉前年にあたる享保一六年には三七一、九五六人であつたものが、飢饉後の同一九年には二九二、一一〇人(いづれも三支藩を含む)と七九、八四六人(二一%)減少した。<sup>⑤</sup> この人口減少は、蝗虫による凶作に加えて享保一七年一月より翌年三月まで積雪が消えなかつたという、佐賀地方には稀な嚴冬にも原因が求められよう。<sup>⑥</sup>

いづれにしても、かかる急激な人口減少は蔵入地・知行地を問わず田島の荒廢化、明田島の増加を招來した。明田島について佐賀藩全域にわたる詳細は不明であるが、例えば蓮池藩の場合、地米高二、〇〇〇石のうち、約五、〇〇〇石、六〇〇町分の明田島が生じた。<sup>⑦</sup> また倉町鍋島氏の場合、地米高一、三〇〇石、一七四町余のうち、地米五一三石余、六四町余の明田島が知行地内に存在した。<sup>⑧</sup> このような田島の荒廢化の状況は他の知行地ないし蔵入地の場合も同様であり、農業生産人口の減少傾向に加え、飢饉による離農化現象が以上の状況をさらに深刻なものとしていった。

(享保二十二年二月十八日)

近年御藏方明田多御損毛相増候付、当春居付之儀重疊吟味有之候処、諸郷共ニ惣躰人寡罷成、其上商売方渡世勝手能ニ付、商人多荒子致拂底作人共存之通田作不相叶趣付、郷内相しらへ候處、商人大分罷有儀候、郷内罷有ながら田作を相止、致商売候てハ荒子寡可被成事候(中略)右之通今度御藏入諸郷江被仰渡候、就之、諸配分之儀も荒子致拂底農業存之通不相叶趣ニ付、此節御藏入同前商売人停止被仰付候条、前條之趣被得其意、筋々可被相違候(後略)<sup>⑨</sup>

享保二一年二月の藩当局による右の示達によれば、蔵入地・知行地（配分）ともに明田島が多数生じるとともに離農し商売に従事するものが増加していること、このため（荒子の供給量へ人数）が減少し）荒子雇用料が高騰していること、その対策として蔵入地・知行地ともに離農による商売人を禁止する等の方針が打ち出された。享保飢饉という藩体制にとつて未曾有の危機的状況に対して、蔵入地・知行地を問わない統一的な政策がみられることは注目される。ところで、この田島の荒廢化に対しては、

（寛保三年二月二八日）

鍋島主税知行所三根・神埼両郡ニ有、都多六ヶ村先年大虫入以後田島荒地御座候を、近年御願申上、御役方御見分之上御点役除、成定等御蔵方開明ケ之<sup>中</sup>竟ニ被仰付候付、段々開作仕候（後略）<sup>10</sup>

の如く、「点役除」（知行地より藩当局への夫役提供の免除）ないし「成定」（新開地・荒廢地または生産力が劣る特定の田島に一定期限与えられる年貢減免）等を申請して、「先年大虫入」<sup>11</sup> 享保飢饉以来の荒地開発が試みられるようになる。その際、成定については次のように規定されている。

（寛保三年四月一八日）

一 申ノ年（延享元年、筆者註）開明之儀、田方当亥年（寛保三年）ノ<sup>中</sup>丑ノ年（延享二年）迄三ヶ年之間、今又六部成定ニ被仰付候事

附、自然年限内御上御支配又ハ御切地等ニモ被差上候節ハ、御上仰付之御物成相納候事<sup>12</sup>

これは給人から自らの知行地農民に示達された「御知行所六ヶ村江仰渡之覚」という規定の一条文であり、成定率は本来給人が決定していたことが知られる（この場合、通常の六〇％年貢減免）。しかし、知行地が「御上御支配」または「御切地」となった場合は、「御上仰付」つまり藩定の物成が徴収されるというのである。<sup>12</sup> このことは如何なる意味を有するのであろうか。

佐賀藩の年貢徴収方式は、反別に対して二反当りの租額を租率として算出する反取法で、定額標準年貢量が決まっている地米制である。つまり狭義の定免制である。但し実際には毎年春の居付(蒔付)<sup>13</sup>の時、すでに決定される春落、さらに秋に検見を実施して決定される当検見落(当落)がある。したがって定免制という意味では給人に年貢率決定権がないといえるものの、春・秋の二回の落米により当該年における事実上の収納年貢高(有米)が決まるわけで、その春落・当落の決定権は給人が有した。このため、開発地の年貢減免率<sup>14</sup>も、本来給人に決定権があつたのである。これに対して藩権力が切地・上支配という一定の条件下ではあるものの介入しようとしているのである。そして、成定は収納年貢高、つまり物成高を決定する要因となる。ここに、成定・物成徴収をめぐる藩当局と給人との確執が生ずる。

寛保三年四月、知行地の明田畠開発にあたり、倉町鍋島氏は第一年目を「無米」、つまり年貢免除と決定した。ところが藩当局は、蔵入地では第一年目より五部物成(通常年貢率の五〇%)としていたため、知行地でも「上役者」<sup>15</sup> 藩役人の立会を条件とすれば、第一年目より五部物成に準拠すべきであるとし、さらにこれを原則として「地元之善悪并開手間」を勘案して物成決定することを示達した。給人による成定決定、物成高決定権が、上支配・切地ないし藩役人の立会等々の条件下で制限されるに至つたのである。

延享二年一月、倉町鍋島氏が、明田数一〇町、荒畠一町余を、田方は三部物成、畠方は二部物成という成定で「開明」を申請した際、<sup>16</sup> 田方成定については、「右者段取も可有之処、無其義都<sup>17</sup>三部物成ニ被相願候義、如何様之謂ニ候哉」と、藩当局が詰問した。給人が独自に決定する物成も「反取」を前提とすべきという藩当局の認識に対して、倉町鍋島氏は「段取も可有之哉之段被相尋、右者数年芦野ニ相成、悪敷地元ニ而段取仕候而ハ、居付不申ニ付、撫三部成定ニ<sup>18</sup>奉願候」と、「反取」が不可能なほどの「悪敷地元」であることを強調した。藩当局のいわば立前論と給人のきめ細かな知行地への対応の相違による成定・物成をめぐる確執はすでに明らかであろう。

それではなぜ、給人は自らの年貢収納量の減少を覚悟で低率の物成高を主張するのであろうか。この一見矛盾する年貢収納をめぐる問題に、近世知行制の本質の一端が隠されているのである。

〔註〕

- (1) 享保一八年一月幕府提出の書上によれば、三支藩（小城・蓮池・鹿島の各藩）を含めた落米高は二五九、六八八石余であり、これは表高三五七、〇三六石余の七・七%（廻シ）高に相当することになる（『佐賀県史』中巻、一九八頁）。しかし、この数値が佐賀藩徴租法の基本である地米高ではなく表高を基準としていること、しかも表高は年貢率を四六六民として作為してあること等より、実状を示したものとは言い難い。
- (2) 「茂行公御代」享保（『諫早家文書』〈諫早市立図書館蔵〉所収）。
- (3) 「白石鍋島家」御記録（『鍋島家文庫』〈佐賀県立図書館蔵。なお本稿で引用する史料は特に註記する場合を除き、同文庫所収である〉所収）享保一七年六月三日条。
- (4) 前掲柴多「享保期における佐賀藩政の展開」(二)。
- (5) 城島正祥「佐賀藩の人口統計」(『史学雑誌』八二編九一〇号、一九七三年)。
- (6) 「凶年記」(『郷談隨筆』所収)。
- (7) 「蓮池私領東西明田覚」(『請役所日記』〈蓮池鍋島家文庫〉〔佐賀県立図書館蔵〕所収) 享保一八年二月条。
- (8) 「倉町鍋島家日記」寛保三年二月二四日条。
- (9) 「跟日記」享保二年二月一八日条。
- (10) 「同右」寛保三年二月二八日条。
- (11) 「同右」寛保三年四月一八日条。
- (12) 「御上御支配」(上支配)・「御切地」(切地)とは、知行地全部あるいは一部が藩の直接管轄地になることである。この上支配・切地については後に詳述する。
- (13) 地米制の問題については三木俊秋「佐賀藩多久領地米制の概観」(『史淵』四九輯、一九五一年)、松下志朗「佐賀藩の石高制と地米」(『経済学研究』九州大学、四四巻四一六号合併号、一九七九年)、長野暹「佐賀藩徴租法に関する若干の考察」

〔九州文化史研究所紀要〕二五号、一九八〇年〕等参照。

(14) しかし、位付と斗代については全領統一されたものではなく、とくに大配分といわれる上級門閥家臣の知行地では独自に定められていた。

(15) 「倉町鍋島家日記」寛保三年四月八日条。

(16) 「同右」延享二年一月二十九日条。

(17) (18) 「同右」同年二月二日条。

## 二 出米制度と知行制度

出米とは、家臣の封禄に対し一定比率をもつて賦課するものである。佐賀藩の場合、慶長一六年以降ほぼ毎年実施されたといわれ、その名称は御馳走米（元禄二年より）、献米（文政二年より）とも呼ばれ並用された<sup>(1)</sup>。出米制度は知行地を有する給人を初め全家臣団に賦課されるが、就中、享保飢饉以後には藩財政の危機的状况による出米高の増加<sup>(2)</sup>、また前節で指摘したような知行地の明田畠化とも相まって、給人知行制に少なからず影響を与えた。本節では、出米制度により知行制度がいかなる変容を呈するに至ったのかについて検討を加えることにしよう。

まず、享保期前後の出米率の変化について、第1表を示した。同表より第一に、宝永元年に比較し、享保飢饉以後の出米・出銀高は、物成一〇〇石以上の上層家臣が緩和されたのに対し、物成一〇〇〜二〇石の中級家臣の負担が変らず、むしろ、物成二〇石以下の下層家臣において、比率が高くなっていることが挙げられる。この点、柴多一雄氏は政治史的観点より、上層家臣（三家・親類・親類同格層）に対する妥協的藩政の在り方が示されていると指摘されるが、その背景には知行地の荒廢化があったと思われる。しかし、元文元年には上層家臣の出米率が宝永段階に復して上げられると同時に、一〇〇〜二〇石層においても上昇している。ところが、寛保三年には再び出米率が下げられており、延享二年も同率となっている。これは知行地の荒廢化に起因した家臣（給人）財政の窮乏化および先述の政

第 1 表 出米・出銀率(宝永1～寛延3年)

階 層	年 次	宝永 1	享保 19	元文 1	寛保 3	延享 2	寛延 3	
							勤	休
親類・家老 着座以下惣持物成200石迄 惣持物成200～100石	同	出来5割	出来4割	出来5割	3.5割	3.5割	3割	4割
	同	“ 4	“ 3	“ 4	2.5	2.5	2	3
同	100～50石	“ 3	“ 2.5	“ 3.5	2	2	1.5	2.5
同	50～21石	“ 2	“ 2	“ 3	1.5	1.5	1	2
同 20石以下 職人、大 手明鑓、歩行、 上棟梁、船頭他 小道具、船手役者他	同	“ 1	“ 1	“ 2.5	1	1	銀2割	
	同	“ 1	出銀3	出銀3	御馳走銀2.5	御馳走銀2.5	“ 1.5	“ 1.5
		出銀1	“ 2.5	“ 2.5	“ 2	“ 2	“ 1.5	
		“ 1	“ 2	“ 2	“ 1.5	“ 1.5	“ 1	

注. 宝永1年・享保19年は、木原博幸「佐賀藩における享保期について」(第4・8表)、元文1年は「限日記」元文元年8月5日条、寛保3年は「限日記」寛保3年6月26日条、延享2年は「倉町鍋島家日記」延享2年8月10日条、寛延3年は「納高鍋島日記」寛延3年8月27日条より各々作成。

治抗争が絡んでいたものと思われる。そして寛延三年には、勤と休息という藩役職の就任の有無に応じて、出米率を決定するという、藩財政・役方機構と家臣財政の実状に即した新たな賦課方式が打ち出され、これは以後継承される。このように、享保飢饉後における出米率の変化は複雑な動きを示すものの、藩側の政策基調が出米高の増加およびその安定化にあったことは明らかであろう。<sup>(4)</sup>

さらに、藩当局の関心は出米の俵拵にむけられる。出米の俵拵に関する規定は、管見の限り享保八年を上限とする<sup>(5)</sup>が、とくに享保飢饉以後、規定発布が増加する。一例を示そう。

(享保二〇年九月一四日条)

一 当出米ニ被相納候儀々々左ニ致書載候、尤御登セ米ニ相成候得ハ、俵拵悪敷候てハ直段下直ニ有之候条、俵拵入念俵尺成程短ク仕立、四所懸ケニズ、古俵ニ入不申様可被仰付事

一 俵之長サ御蔵方上米定尺之通、無相違可相整事<sup>(6)</sup>

いずれの規定もこれとほぼ同内容で、①出米は「御登セ米」(大坂上米か)となること、②そのため米の「直段下直」にならぬよう俵拵を「御蔵方上米」に準拠することが定められている。その背景に売米の上方販売強化があった。<sup>(7)</sup>元禄期には「上方江指登候米、普悪撰之儀ハ不及申、升数不同、廉直ニズ俵之見懸迄成程能様可仕候、左候右米横目之者能相改、船頭江相渡候様<sup>(8)</sup>」と、まず蔵入米について上方指登米を前提に「俵之見懸」が指示されている。この指登米政策の一環として家臣出米についても俵拵が定められたのである。

とくに知行地からの出米は、知行地農民が直接最寄の藩蔵へ納入し、蔵番が発行した請取手形が給人屋敷(佐賀)の屋敷詰役(給人の陪臣)を通じて、仕組方さらに御馳走米方へ渡されるといふ方式が採られた。<sup>(9)</sup>このため、蔵入並を原則とした俵拵規定は、直接知行地における農民の出米、年貢納入法を規制することになった。しかも、享保二〇年、元文元年と相次いで藩当局は未納出米は、これを切地にて納めるよう命じた。<sup>(10)</sup>切地とは後述する如く、知行地の一部を藩の直接管轄(切地代官支配)にすることであり、一時的ではあるもののいわば知行地の蔵入地化を意味していた。享保飢饉に起因して藩体制が未曾有の危機的状況を迎えるといういわば藩政の転換期のなかで、給人知行制もその変容を迫られようとしているのである。次節では、この知行地に対する切地およびその発展形態である上支配の検討を通じ、藩政中期の知行制について考えることにしよう。

〔註〕

- (1) 「検地三部献米地之概略」
- (2) 本文第1表参照。なお、享保一〇年の出来高一、九四〇石余（「享保十年御物成并銀御遺方大目安」）は、同二〇年には三五、二六六石余と、藏入総収入一二二、〇〇四石余の二九％に相当するに至っている（「成富家文書」〔佐賀県史料集成〕二〇巻、六八号御積目安）。
- (3) 前掲柴多「享保期における佐賀藩政の展開」〔一〕、二〇一頁。
- (4) しかし、藩当局も享保飢饉以後の家中出米について、讓歩する側面も有した。すなわち、出米として赤米納入比率を高率で認めたことである。赤米は収量が必ずしも期待できないものの瘠薄な湿田に少肥料での植付が可能である。元文元年八月、これ以後の出米の納入比率について、白米八対赤米二が、七・五対二・五に変更されたのである（「倉町鍋島家日記」元文元年八月二〇日条）。
- (5) 「倉町鍋島家日記」享保八年九月二四日条。
- (6) 「限日記」享保二〇年九月一四日条。
- (7) 前掲木原「佐賀藩における享保期について」二〇頁。
- (8) 「元禄三年代官共江相渡候手頭写」
- (9) 例えば、「倉町鍋島家日記」延享三年二月九日、一〇日、二六日、一八日の各条。
- (10) 「限日記」元文元年八月五日条。

### 三 知行地の切地と上支配

佐賀藩における知行地の切地および上支配に関する先学の研究としては、城島正祥氏による仕事がある。氏は、<sup>1)</sup> 家臣財政の窮乏化から問題を説き起こし、切地の由来・整備過程、切地と上支配の関係、切地・上支配の際の農民支配の実態等について、体系的に実証されている。しかし、氏の研究においても充分明らかにされ得なかつた点がある。例えば、切地・上支配時における支配ないし訴訟機構、すなわち藩側の支配機構と給人が独自に設定している知行地

支配機構（郷方役等）との関係、藩当局の知行地に対する直接検見（「上検見」）の実態、上支配の際給人に支給される相続米の宛行方式、そして、知行地が切地・上支配という藩当局による直接管轄支配のもとにおかれながらも、結局、蔵入地化されるに至らなかつた理由である。いわば藩権力による知行地に対する蔵入化の論理と給人による知行地支配の論理の妥協と相克という、近世知行制の特質解明にもかかわらず重要な論点が提示されないうままに終わっている。そこで本節では、城島氏の研究に学びながら右の諸点の検討を試みることにしよう。なお、その評価については、次節で考察する。

(a) 切地・上支配の由来と展開

切地とは文字通り知行地の一定域が指定され、これが藩当局の直接管轄支配のもとにおかれることであるが、その由来は家臣の借銀返済法に求められる。元禄二年の家臣の私日記によれば、「親類、家老中申太守、行家中憐愍之借銀、是頃年家士大窮因之故」という家臣財政の窮乏化のなかで、「銀一貫目所借者、知行其分渡十石干役所」と借銀一貫目につき、地米一〇石を藩庁管理下に置き、「領百石者各三貫目、上下皆随比数」と、物成一〇〇石につき三貫目、つまり地米三石の割合での切地による借銀返済が定められた。このようにいわば知行地を担保とした借銀返済制度に切地の由来を求めることができる。ところでこの借銀は、先の日記によれば「其法課城下町人之富者令出銀、其数随分限有増減」というごとく、城下町商人からの家中借銀を対象としたものであった。

しかし、このような商人借銀の返済にとどまらず、切地は上借銀<sup>②</sup>藩当局からの借銀返済、さらに藩当局より賦課される出米・出銀やその滞米銀の納入についても実施されるようになる。倉町鍋島氏はすでに享保一二年八月、上借銀に対して切地を差出している<sup>③</sup>。出銀については、同じく倉町鍋島氏が享保一三年九月、一貫三〇〇目の切地差出しを切地方へ申請しており、出米については翌一四年、横岳鍋島氏（家老、物成三、〇〇〇石）が、五部出米賦課<sup>④</sup>に対し知行地の五部切地を差出している<sup>⑤</sup>。

なおここで指摘しておきたいことは、本来、切地による借銀返済、出米・出銀納入は、家臣（給人）が財政窮乏化のなかで自ら選択した返済手段であり藩当局が強制するものではなかったということである。ところが、享保飢饉後藩財政に占める出米の重要性が増大してくると変化がみられた。享保二〇年、元文元年に相次いで出米の切地差出しが定められたことは先述の通りである。この事実は享保飢饉以後の知行地荒廢化のなかで、藩権力が切地という手段で出米確保を企図していたことを示すものである。その方針は次の規定に明確に示される。

（寛保三年六月二十六日条）

一 滞主之人、滞米并当御馳走米共ニ切地之事

但落米三部三切副之勘定ニる切地床可差出候事

一 滞多有之人、当御馳走米加テ各方ハ知行高四部半、着座以下者四部切地之事

但落米右同断切副之事

一 右四部半并四部之上納残米有之者、明春相納候事（後略）<sup>⑥</sup>

出米の滞分および当該年の出米（御馳走米）ともに切地納めとし、その切地比率も各方（親類・親類同格・家老を指すのか）が知行高の四部半（四五%）、着座以下が四部とされた。「滞多有之人」の該当者が、家臣団中どの程度を占めたのかは判然としないものの、切地政策を媒介とした出米納入の徹底化と捉えることができよう。

以上のように、借銀返済や出米納入に際し、元禄期以降、知行地の一部を藩当局の直接管轄とする切地政策が採られ、享保飢饉以降は出米の滞納者に対して強制的な切地納入が規定されるに至った。ところで、享保飢饉以後になると、切地をもつても出米完納ができない家臣がでてきた。この場合、その家臣は自らの知行地の全てを藩側の管轄化におくこと、つまり知行地の上支配を申請することになる。元文元年の姉川鍋島氏の場合をみてみよう。

（元文元年七月二〇日）

一当暮現米五部御出米被差上候付る者、御切地を以可被差上哉、又者皆以 御上御支配可被相頼哉と鍋島左太夫殿、原次郎兵衛殿、中野弥太夫殿被相招、何茂御出有之候（中略）

附五部御出米於被差上者、去秋御出米御不足式百五拾石打加、且又春落并明田島等有之候者、何之通 御上御支配不被相願候て者被為叶間敷と御吟味之上、從 其身瓜様御願書御当役帶刀様江被相当、差出可然由ニ御案詞相調候也<sup>7)</sup>

つまり、現米五部出米に際し知行地の一部を切地とするか、知行地の全てを「御上御支配」とするかについて審議された。その結果、今年度は去年の出米不足分二五〇石を加えて出米しなければならないものの春落や明田島等があり、知行地よりの収納米はむしろ減少するため、「御上御支配」を藩当局へ申請することが決定されている。

知行地の全てが落の直接管轄地になるという意味での上支配の初出は、必ずしも明らかではないものの、享保<sup>8)</sup>の二年後にあたる享保一九年六月の請役所触達には次のような規定がみられる。

（享保一九年六月一三日）

自然大分之春落等申付置、何分相心得候も部高之出米差上候もは、何之道相統不相叶人之儀ハ、知行不残御上支配相願候ハハ其通被仰付、其人江は御吟味之上不及飢分飯料被差出候事<sup>9)</sup>

「大分之春落」や「部高之出米」の納入により財政的に困窮した家臣が上支配を申請し、それに対して「不及飢分飯料」が支給されていたことが判る。さらに、元文三年八月、倉町鍋島氏は次のような「口上覚」を請役所に提出している。

（元文三年八月七日）

口 上 覚

私知行所近年損毛打続、百姓共至極及零落罷在候末、明田之儀も数拾町ニ罷成候付る、当春相応之成下ヶ等申付候

得共、自分之介抱不及手、残明田過分有之、其上当夏毎度之洪水ニ痛田多、旁以極難之参懸り御座候、依之当秋  
出米之義自分相納候義迷惑至極奉存候得者、当年之知行所不残 御上御支配被仰付被下度奉願候、此段筋々宣被  
相達可被下儀頼入存候、以上<sup>⑩</sup>

数十町の明田を伴った知行地の荒廢化、「成下ケ」（物成率の引下げ）による農民救済に限界があること等が訴えられて  
いる。出米納入に際する上支配申請については「毎度相統候儀、迷惑至極奉存候」とあり、元文三年以前より数ヶ  
年申請されていたことが知られる。以上より、上支配は元禄期よりみられた切地の發展形態として、享保飢饉以後の  
知行地の荒廢化および出米制度の強化を背景として開始されたものとすることができよう。

いずれにしても、かかる経緯のなかで制度的展開をみせた切地および上支配下における知行地支配の実態について、  
以下に検討を加えることにしよう。

(b) 知行地支配の実態

(i) 切地・上支配の決定

借銀返済ないし出米未納分の充当のため、給人が知行地の切地を藩当局に申請しそれが認められた場合、問題とな  
るのは知行地のうちの部分を切地とするのか、つまり切地床の決定である。藩当局は当然のことながら損毛地を回  
避する。享保一四年八月の「今度切地請取様之覚」<sup>⑪</sup>には以下の如く定められている。

（享保一四年八月）

一 苗不立田地之事

一 苗植付不物立<sup>（不立）</sup>皆否ニ苗不立同前之田地之事

右今度切地石高地床之内、右田地差除残地床之分受取候事

（中略）

一切地床、毛上五部以上之損毛と相見候も、先ッ地床請取可申事

但右切地斗五部以上之損毛と相見へ自分所務之所、毛上不相知候条、惣知行廻シ次第追御吟味可有之由候、

右損毛在所請取申を見及之趣、書付急度差出候様、地床請取之役人へ申達候事

一切地床皆否之在所と相見へ候ハハ、地床請取ニ不及見之趣書付差出申候様、地床受取之役人へ申達候事

つまり、苗植付が不能な土地を対象外とし、切地床が決定した後も、切地床のみに五部（五〇%）以上の損毛が発生した場合および「皆否」の場合は、切地床の決定を御破算とし改めて選定するとしている。

一方、知行地農民層の切地に対する認識は忌避であった。その理由は後述するように切地となった場合、成定等の落米率が蔵入並の低率に押さえられたこと、また、「御切地と相懸りたる義者、跡方滞御座候科代之様ニ相聞之候」<sup>12</sup>と、切地化が一種の「科代」の如く意識されたからであった。したがって切地床の決定は藩当局と知行地農民の間に位置する給人にとつて、かなり困難な問題と思われる。その際、種々の調整を果したのが、知行地支配の実務にあつていた郷方役（給人の陪臣）と考えられるが、詳細は後考に期したい。<sup>13</sup>

切地床の決定後、地床の引渡しとなる。これは切地方より検者目付が知行地の郷方役人のもとへ派遣され、同役人立会のもとに「本帳」が引渡された。<sup>14</sup>「本帳」とは切地床対象地（村）の年貢収納関係帳簿であつたと思われる。これより、年貢収納にかかわる諸権限が藩当局に移管されたと評価できよう。したがって、地床の引渡しは年貢収納時期にあたる七・八月に実施され、翌年二―三月中に差返されることになる。つまり切地とは、年貢収納期間に限定されていたのである。

切地をもつても出米完納ができないかそのような可能性があると判断される場合、上支配となつた。これも切地同様、給人側の申請制で、<sup>15</sup>期間は年貢収納期間とされた。<sup>16</sup>

このように、切地・上支配の決定に関しては、給人・郷方役人および知行地農民の間で種々の調整がなされるにし

ても、原則として給人からの申請制であり、年貢収納期間に限定されていたことを確認しておきたい。

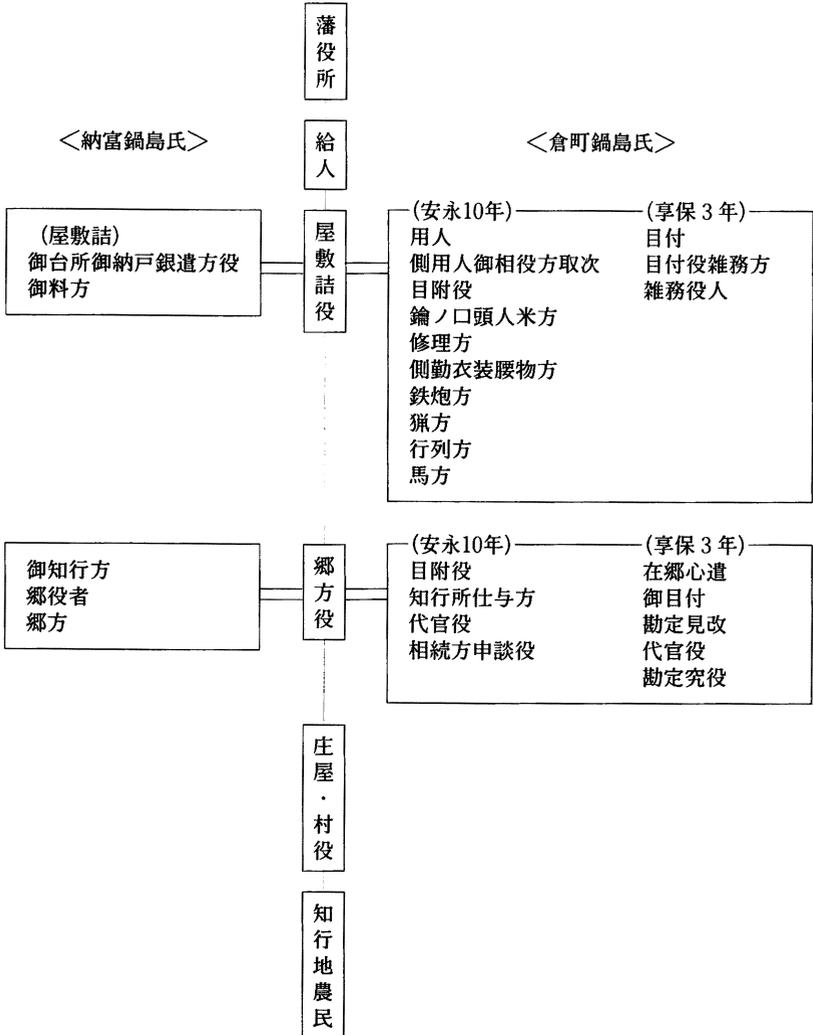
(ii) 支配・訴訟機構

切地・上支配ともに年貢収納期間に限定されていたため、支配・訴訟機構は給人が通常編成している知行地支配機構がベースとなり、その上に、藩当局による役方・訴訟機構が接続されるという形態であった。この点について、まず知行地支配機構の検討から始めよう。<sup>(17)</sup>

第1図は納富鍋島氏、倉町鍋島氏の家臣日記を素材に知行地支配機構を模式化したものである。まず給人は自らの陪臣を詰役と郷方役に編成する。<sup>(18)</sup> 詰役とは佐賀城下の家臣（給人）屋敷に文字通り詰める役である。彼らは給人の家政的な事務を取り仕切るとともに、藩役所との交渉、<sup>(19)</sup> 知行地担当の郷方役との連絡等、知行地支配に関する藩当局・給人・郷方役の各意向を集約し、とくに屋敷詰役の筆頭者は用人・当役とも呼ばれ、給人の対外的意思決定にかかわる重要な役であった。一方、郷方とは知行地支配の実務を担当する役方のことである。その職掌は、物成徴収、物成勘定、知行地村への法度渡し、損毛・水損による荒廢地の検分、さらに知行地百姓による各種の訴訟手続の起案等、いわば知行地支配の要であった。役方の名称は給人によりまた時期により変化がみられるものの、陪臣による役方編成が佐賀屋敷詰役と郷方役の二元的編成をとることは、知行方役人を編成するいずれの給人の場合も同様であったと考えられる。ここには兵農分離を遂げた近世家臣による知行地支配の特質の一端が示されているのである。<sup>(20)</sup> 例えば神代鍋島氏は「巻」と「第」という二タイプの家臣日記を有し、<sup>(21)</sup> 前者が知行地の郷方役、後者が佐賀屋敷詰役により作成されたものである。陪臣による知行方役人の二元的編成に基づいた記録が作成されていることは興味深い。

知行地百姓からなる庄屋・村役は、郷方役のもとにあつてその下知に従うとともに、惣百姓からの種々の要求は庄屋・村役を通じて郷方役へ上申される。庄屋は給人が命じ、それ以外の村役は惣百姓より候補者を選出し、これに基づき給人が決定していたと思われる。<sup>(22)</sup>

第 1 図 知行地支配機構



近世中期地方知行（給人知行）に関する一考察（高野）

註. 屋敷詰役・郷方役については、倉町鍋島氏・納富鍋島氏の場合を例示した。倉町鍋島氏は、両役の交代期（9月）に、役方名簿が作成され、家臣日記に記載されるため、概要が把握しやすい。納富鍋島氏は、まとまった役方名簿がみられないため、家臣日記の記事（享保期以降）より再構成したものである。

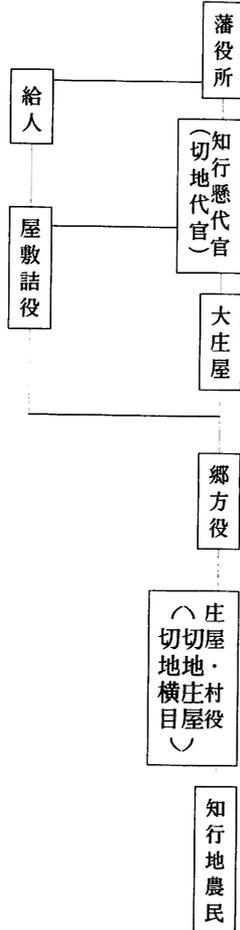
（享保二〇年九月一日）

一 今日本郷方役并御私領六ヶ村庄屋村役 御屋敷差寄、毎歳之通御物成取立其外之儀申渡候事<sup>(23)</sup>

この史料によれば、毎年郷方役と知行地村の庄屋・村役が給人屋敷へ呼ばれ、物成取立てその外の申渡しが伝えられたことが知られる。恐らく実際の知行地運営にあたっては、郷方役と庄屋・村役の日常的な接触・談合がなされたものと考えられる。

以上が知行地支配機構の概要である。これが切地あるいは上支配の場合、支配・訴訟機構は第2図のように変化した。

第2図 切地・上支配時の知行地支配機構



切地あるいは上支配となる場合、知行地は知行懸代官（切地の場合は切地代官）の支配下となる。宝暦四年の倉町鍋島氏の場合、次の史料の如くである。

（宝暦四年八月一六日）

一 当秋御知行所懸り代官荒木藤右衛門へ御使被仰付、早田儀左衛門相勤、左之通口上書相認持参

鍋島主税使

今程弥御堅固御座候半と珍重存候、当秋切地代官被相勤由承候、御苦勞存候、然者私知行所近年 上御支配差上候ハハ、別々零落在所ニ御役内御無法可罷成と存候、万端宣御取斗頼入存候、此段旁々申述使申付候、以上<sup>24</sup>

当時、知行懸代官であつた荒木藤右衛門の詳細は不明であるが、寛保二年段階では鍋島十太夫組に属し切米三〇石、長柄鑓足輕と頭であつた。<sup>25</sup>この荒木に対し倉町鍋島氏は、元々役居付という屋敷詰役にあつた早田儀左衛門<sup>26</sup>を使者とし、知行地の切地にあたり「万端宣御取斗頼入存候」と、知行地支配を自ら依頼している。

大庄屋も関与して来る。

(宝曆四年閏二月二二日)

一前ニ有之候郷方々願書筋々差出候処、御知行所之義、上御支配内ニ付、郷方々大庄屋点合を以、代官筋へ差出候様ニと有之、右之願書今日内記様御方々差戻候也、<sup>27</sup>

上支配中であれば郷方よりの願書が大庄屋の点合(承認)を得て、代官筋へ提出されることが知られる。さらに知行地村役の代官見立についても原則は「大庄屋筋を以申付」、「委細懸り代官石井茂右衛門へ可相談」と、知行懸代官、大庄屋に決定権があつたのである。<sup>28</sup>しかし、実際には従来の知行地庄屋・村役が切地・上支配時においても、いわば兼任されている。<sup>29</sup>したがつて、知行地庄屋役については次のように認識されている。

(宝曆一三年九月三日)

一、三日千布村庄屋平八へ仰渡

庄屋

平八

右之者義、庄屋役相続相勤、御上御私扱又惣百姓之手当宣実躰ニ役儀相勤候由相聞候、依之居肩被召替御歩行通ニ被召成御切米式石被為拜領候、庄屋役居付其方一人ニ被仰付候也

近世中期地方知行(給人知行)に関する一考察(高野)

右之通記候ニ有庄右衛門・卯右衛門ノ申渡候也<sup>(30)</sup>

すなわち、倉町鍋島氏の知行地（佐嘉郡上佐嘉郷千布村）の庄屋役について、「御上御私扱又惣百姓之手当宣」と、知行地の庄屋役を勤めることが同時に「御上」の役をも果たすことと認識されている。このような知行地庄屋役をめぐる認識は、切地・上支配という新しい知行形態の発生に伴うものであろうか。

以上のように、切地・上支配となった場合でも給人が編成していた知行地支配機構をベースとしていた。このため知行地からの訴訟・要求も知行地庄屋・村役から郷方役を経て、さらに屋敷詰役を通じ上申されるのである。<sup>(31)</sup> 例えば寛延三年十一月、上支配中の倉町鍋島氏より知行地千布村の春落一部増の申請が出された時は、

惣百姓中

倉町鍋島氏の副書

村横目

郡兵衛  
次右衛門

▽江原甚兵衛（郷方役）<sup>(32)</sup>

▽石井甚五左衛門（屋敷詰役）<sup>(33)</sup>

▽請役所

庄屋

孫八

という如くである。

切地・上支配といえども、所与の知行地支配機構にいわば寄生した形態であったといえ、このことは切地・上支配が、給人知行制を前提としていたことを示しているのである。

(iii) 検見と落米

切地・上支配のいずれの場合も、給人による単年度ごとの申請制であり、その期間も原則として物成収納期間にあたる七・八月より翌年の二・三月までと限定されていた。このため、切地・上支配にあたっては、知行懸代官・大庄

屋の管轄下になるものの、給人の独自編成による知行地支配機構（屋敷詰役、郷方役、庄屋・村役）をそのベースにしていた。しかし、藩当局よりみれば切地の対象地は荒地を除いたものとされ、また当該地の損毛率が高い場合は、地床の決定を御破算にし新たに選定するというように（先述）、年貢増徴の意図まではなかったにしても、借銀・出米の代償にあたる収納は確保されねばならなかった。また年貢収納をめぐり、農民にとつての最大関心事は、検見による落米率であった。佐賀藩における徴租法については先述したように、地米高として定められた定免制であり、毎年、検見により決つた落米が控除され年貢収納高が決定していた。したがつて切地・上支配の際には、検見による落米率が知行地をめぐる一つの重要な問題となるのである。

知行地では、本来給人が独自に検見を実施し落米率を定めていた。

（享保五年八月六日）

一向嶋村一通り見分仕、武富近右衛門・宮地安左衛門罷出、此間見分ニハ相替殊外田作能相成候、只今之通ニ候ハハ、多分落米三部位共ニ有之由、尤庄屋千左衛門も御上検見被相願候儀迷惑仕候由、内證吉武浅右衛門迄咄出候由、依之上検見被相願候儀差扣候事<sup>35</sup>

史料中、武富・宮地は郷方役であろう。彼らの立会のもとに、「此間見分ニハ相替殊外田作能相成」との記述よりすれば、知行地村の検見が少なくとも二回以上実施されていると思われる。しかもそれが上検見、つまり藩当局管轄下に行われる検見申請の有無の判断とされる。すなわち知行地の場合、上検見（損毛が大きい場合に申請）ではなく給人が自らの知行方役人（郷方役等）を通じて検見が実施されていたのである。なお、庄屋が上検見を「迷惑」としていることは注目しておこう。

これに対し、享保飢饉後にはその方針に変化がみられる。例えば享保二〇年二月一八日、納富鍋島氏の郷方役（秋山孫右衛門）は給人屋敷へ赴き、知行地三ヶ村（三根郡下津毛村・神埼郡城原村・姉川村）の春落を願ひ出た。これ

に対し納富鍋島氏は「御上御蔵入之旨竟も可有之付、願之通ニハ不被仰付」と申請を却下している。<sup>(36)</sup>このような検見ないし落米をめぐる変化の背景には、蔵入地における検見方針の強化と知行地の切地・上支配政策があつた。そこで蔵入地の検見について触れておこう。

宝永六年の落米規定によれば、「落米之儀、村中無滞様支配仕候（中略）、藩米員數小百姓迄不存候へハ、後日出入有之旨候条、会所頭人々以檢者、村々小百姓共可相究候<sup>(37)</sup>」とされていたものが、享保一八年には、①田植え時期に「畝分ヶ帳面」を蔵方役へ差し出すこと、②「不作之所」が発生した場合は庄屋・村役吟味の上、（村方で下検見を実施し、その際作成した<sup>(38)</sup>）「検見帳」を蔵方へ提出すること、③それを受け、蔵入頭人の差図で檢者が派遣されること等に改められた。<sup>(39)</sup>ここで重要なことは「畝分ヶ帳」と「検見帳」の二帳簿が作成されたことである。では、二帳簿は何のため<sup>(40)</sup>に作成されるのであろうか。次の史料をみてみよう。

（元文二年閏二月二十八日）

一城原村検見帳、畝歩帳と相違所有之候付、当年之儀科代文銀十五匁庄屋江被相懸候、尤明年より右相違有之候ハハ、定り之通被仰付之由、今日庄屋次八招呼書付ニ申渡候也<sup>(40)</sup>

（元文二年二月二日）

一下津毛村検見帳、畝分と相違付、為科代文銀十五匁庄屋江被相懸候、当年之儀科銀右之通被仰付、明年々違目有之候ハハ、定り之通可被仰付由、書付を以今日庄や権右衛門へ申付候事<sup>(41)</sup>

右史料は、「納富鍋島家日記」からの引用で城原・下津毛両村とも同氏の知行地である。したがって、第一に落米決定に関する畝分（歩）帳・検見帳の二帳簿制が、蔵入地のみならず納富鍋島氏の知行地にも適用されていたことが知られる。<sup>(42)</sup>第二に、二帳簿制が庄屋の落米をめぐるいわば不正摘発にあつたことが分る。

それでは庄屋不正の理由は何であらうか。検見は村方での下検見から始められる。

(延享四年四月一五日)

一 検見相願候郷内之儀、一村ニて庄屋・村役・頭百姓借又検見願之田主立会能致吟味合懸無相違、下検見相濟候上、早速検者方江注進之事<sup>(43)</sup>

このように村方で予め実施する下検見は、旧来からの慣例と思われ、藏入地・知行地を問わなかったと考えられる。この下検見の際に作成されるのが検見帳であるわけで、庄屋の不正はむしろ惣百姓の意向の反影と捉えられ、落米率の問題が介在していた。とくに知行地の場合、本来給人独自で決定していたが（これを「自分支配」という）、元年八月、次のように改められた。

(元文元年八月一四日)

一 当秋御上御支配之給々、田地為居付新ニ春落相増扱又成定等之儀申付有之候共、無構去秋之通其村之春落御藏入ニ准シ目安ニ可被相立事

一 当切地給々之儀、当春田作為居付自分ニ春落成定等申付有之候共無御構候、夫共ニ田作居付として春落成定等申付置候ハハ、自分引合可有之候事<sup>(44)</sup>

方針はいたつて明確である。上支配・切地のいずれの場合も、「自分」に定めた春落・成定を破棄し藏入並、あるいは「自分引合」つまり給人自らの責任で落米の補填（これを「間米」という）するよう規定された。例えば寛延三年の倉町鍋島氏の場合、「御自分御支配之節ハ、春落三部半々四部迄御上御支配ニ相成候ニ付、隣村<sup>(45)</sup>挫春落二部六合」とするよう、給人の「自分支配」から切地・上支配となった場合、その落米率の低下は著しかった。しかも、出米（御馳走米）が滞っている給人に対して漸次、切地が強制されるとともに、「大損毛」の知行地に対する上検見が義務づけられ、上検見を申請しない知行地の落米は認められなくなったのである。<sup>(47)</sup>

以上のような経緯により、本来給人が有していた落米決定権を藩当局は条件つきながら（切地・上支配ないし大損

毛時）制限するに至ったのである。

(iv) 相続米の支給

知行が上支配となった場合、給人は従来通りの年貢徴収を行うことができず、一定の相続米が支給される。その率は物成や切米に対して一〇〇石以上は二部、以下は二部半というのが一般的であった。なお、相続米支給の開始は享保飢饉以後の上支配制度の成立時点であると考えられる。<sup>(49)</sup>

ところでここで指摘しておきたいことは相続米の支給方法についてである。当初（享保期末～安永四年）、その支給は給人自らの知行地からなされていた。その際、まず「相続米村割」が知行懸代官の管轄下で実施され、各知行地村から支給される相続米が白米・赤米別に決定されていた。<sup>(49)</sup> 実際の支給法は次の如くである。

（寛延三年九月二六日）

一 当秋御知行所御上支配ニ付、懸り下代小林龍左衛門近日千布罷越居、赤懸り口郷蔵納仕候、御相続米赤方之儀比日筈相渡千布へ筈入仕置候へ共、代官下代郷蔵納仕候上ニ相相可申（中略）御台所御用差支候故、南里次兵衛被仰付、江原甚兵衛申談、当月中御筈入白赤皆納仕候様ニ御座候得共、前断之通ニ付、庄屋・村役も致難趣ニ候、惣代跡方懸下代へハ御屋敷御酒肴など被下候（後略）<sup>(50)</sup>

（寛延三年一〇月二五日）

一 廿五日、当秋御相続米白方一通、今日代官も当筈差出被申候、右筈千布懸り下代小林龍左衛門千布罷越居候付、南里次兵衛罷越米納方之儀申談候也<sup>(51)</sup>

つまり、当該年度分の相続米が赤米・白米のそれぞれについて代官（知行懸代官）発行の「当筈」に基づき自らの知行地より収納された。知行地に対する「相続米村割」は、給人側からすれば自らの知行地にもかかわらず上支配のため相続米収納地が代官管轄下にて指定されることを意味する。しかし、なお給人は「当秋御知行所御支配御願ニ付る

ハ御願被成候由、扱又御相続米之儀、皆以御知行所村々江割筭有之候様、御願被成候事<sup>(52)</sup>として、自らの知行地からの相続米支給を望んでいる。上支配の相続米渡しとはいえ、ここには給人が知行地との密接な関係を志向していたことが窺える。

ところが、藩当局は安永四年八月、相続米規定を次のように改めた。

(安永四年八月二八日)

一 相続米之儀、勤ハ二部半、休息ハ弐部ニ可被相定候事

一 上御支配相願候人々之儀、相続米唯今迄ハ其給々々被相渡来候得共、当秋之儀ハ他之郷村々筭入を以可被相渡候事<sup>(53)</sup>

まず、支給率の基準を物成高から役方への就任の有無に変更した。これは鍋島治茂による藩政改革の一環として同年九月二九日に実施された行政整理と職制改革<sup>(54)</sup>の前提として捉られる。そして知行制の面でさらに注目されるのは、相続米支給について、給人自らの「給々々被相渡来」という方式が改編され、「当秋之儀ハ他之郷村々筭入を以可被相渡」と、相続米支給を通じて知行地との関係が断たれたことである。

治茂による中期藩政改革<sup>(55)</sup>の過程で、知行制は再び転換期を迎えようとしているのである。

### 〔註〕

- (1) 城島正祥「佐賀藩における知行地の切地と上支配・銀主支配」〔法制史研究〕二三号、一九七四年。
- (2) 「石田私史」元禄二年四月二〇日条。
- (3) 「倉町鍋島家日記」享保二年八月一五日条。
- (4) 「同右」享保一三年九月二五日条。
- (5) 「横岳鍋島家御秘録」〔鍋島主水家文書〕〔早稲田大学図書館蔵〕所収、享保一四年八月三日条。
- (6) 「跟日記」寛保三年六月二六日条。

近世中期地方知行（給人知行）に関する一考察（高野）

(7) 「同右」元文元年七月二〇日条。

(8) なお、切地について、知行地の一部が「上支配」となるという意味で、「上支配」と呼称される場合がある。例えば、「此方私領佐嘉郡千布村本帳前之内々凡直段三石宛ニシテ、地床差分候条、御上支配御取納有之」（倉町鍋島家日記）享保一三年三月一四日条の如くである。しかし、本稿では知行地の全てが藩当局による直接管轄地となる場合に限り上支配と呼称することにする。

(9) 「請役所触達」（多久家御屋形日記）へ多久家文書（多久市立図書館蔵）所収、享保一九年六月一三日条。

(10) 「倉町鍋島家日記」元文三年八月七日条。

(11) 「同右」享保一四年八月二〇日条。

(12) 「跟日記」寛保三年七月一八日条。

(13) なお、給人知行地は給人の台所用（いわば蔵入地）と陪臣への知行地に分かれる。給人は藩当局からの出米を陪臣知行地に転嫁していた。例えば神代鍋島氏の場合は次の如くである。

（宝曆八年七月二四日）

一請役所（藩役所）より御家来（屋敷詰役）呼出有之、当秋各様方（藩家臣団）より之御馳走米、御勤者式部半、御休息者三部半之由御達有之候段申来候、且又、此御方御自分出米之儀前々より古方滞有之人者四部、御勝手方へ忝部都より五部高之切地仕差出候様、今日当役（郷方役の筆頭者）より御家（神代鍋島氏の陪臣）へ申渡有之候事

（「神代鍋島家日記」卷二二、宝曆八年七月二四日条）

このため、地床の決定は知行地を有する陪臣の意向にも規定されていたことは留意しておくべきであろう。

(14) 「倉町鍋島家日記」享保一三年八月一九日条、二二六日条。

(15) 「跟日記」寛保三年七月二七日条。

(16) 「倉町鍋島家日記」元文二年二月七日条。もつとも、前年の損毛が著しく当該年の田居付への影響が明らかかな場合には、田居付の前（二〜三月）に切地・上支配が申請される場合もある。

(17) しかし、陪臣を有する場合とそうでない場合にはその形態は自ずと相違してこよう。前者の場合、本文で述べるように陪臣を編成したかなり独自の機構をもっていたのに対し、後者の場合は知行地庄屋を任命する程度のものであったろう。な

お分限帳の分析によれば、地方知行を受ける全ての家臣が軍役人数を負担するようになっていたものの（拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成―『与着到』の分析を中心として―」（藤野保編『九州近世史研究叢書』〔国書刊行会、一九八四年〕二巻）、下層給人の場合、実際に恒常的に召抱えていたか疑問である。ちなみに薩摩藩の場合、知行三〇石以上の給人が陪臣を編成していたという。

(18) 「倉町鍋島家日記」安永一〇年九月一九日条。本稿では、陪臣よりなる詰役と郷方役を合わせ知行方役人と呼称する。

(19) また藩当局からの触達は、藩役所より屋敷詰役を通じて示達される。

(20) 佐賀藩における知行方役人の機能・性格およびその評価については別稿を予定している。本文では概要のみを列記した。なおとくに、「倉町鍋島家日記」享保一二年二月七日条、「納富鍋島家日記」享保一二年二月二日、五日条、延享四年九月一日条、寛延二年六月二〇日条、「跟日記」享保一〇年九月一日条等参照。

(21) 「神代鍋島家文書」所収。

(22) 「納富鍋島家日記」寛保元年六月六日条、延享四年二月三日条。なお、「倉町鍋島家日記」文政五年九月三日条参照。

(23) 「倉町鍋島家日記」享保二〇年九月一日条。

(24) 「同右」宝暦四年八月一六日条。

(25) 「寛保二年惣着到」

(26) 「倉町鍋島家日記」宝暦三年九月二二日条。

(27) 「同右」宝暦四年閏二月二二日条。

(28) 「同右」宝暦一〇年一〇月一七日条。

(29) 「同右」享保一三年一二月七日条。なお「同上」文政五年九月五日条参照。

(30) 「同右」宝暦一三年九月三日条。

(31) 「同右」享保一四年一〇月二六日条、「同上」寛延三年一月三日条。

(32) 「同右」延享三年九月一日条。

(33) 文書の伝達経路から屋敷詰役と特定できよう。なお「倉町鍋島家日記」延享三年九月一日条に石井茂四郎（傍定詰）がみえ、この人物と関係があったものと思われる。

(34) 前掲柴多「享保期における佐賀藩政の展開」(一)、二〇七頁註(18) 参照。

近世中期地方知行（給人知行）に関する一考察（高野）

近世中期地方知行(給人知行)に関する一考察(高野)

七二

- (35) 「倉町鍋島家日記」享保五年八月六日条。
- (36) 「納富鍋島家日記」享保二〇年二月一八日条。
- (37) 「定」(宝永六年)「御印帳御手頭」所収。
- (38) 「検見方御手頭写」(延享四年四月一五日) 参照。
- (39) 「享保一八年代官手頭」。
- (40) 「納富鍋島家日記」元文二年閏二月一八日条。
- (41) 「同右」元文二年二月二日条。
- (42) 佐賀藩では親類・親類同格の知行地は大配分、それ以外は小配分と称され大配分の知行地支配は極めて強かった(城島氏は「自治領」と呼ばれる)。但し、各家臣知行地、とくに家老クラスのそれが大配分・小配分のいずれに属するかについては変動があった(例えば、「鍋島主水家日記」享保一七年九月八日・二二日条参照)。なお、畝分帳・検見帳の使用は納富鍋島氏に限らず小配分には一般的にみられたと考えられる。
- (43) 「検見方御手頭」(延享四年四月一五日)。
- (44) 「跟日記」元文元年八月一四日条。
- (45) 「倉町鍋島家日記」寛延三年一月三日条。
- (46) 「跟日記」元文元年七月二六日、寛保三年六月二六日、「倉町鍋島家日記」延享二年八月一〇日の各条。
- (47) 「跟日記」寛保三年六月二六日。
- (48) 享保一九年六月の請役所触達(本節註(9)参照)で、「不及飢分飯米」と称されるものが相統米にあたると思われる。
- (49) 「納富鍋島家日記」明和元年九月一七日・二九日条。
- (50) 「倉町鍋島家日記」寛延三年九月二六日条。
- (51) 「同右」寛延三年一〇月二五日条。
- (52) 「跟日記」安永二年九月一四日条。
- (53) 「納富鍋島家日記」安永四年八月二八日条。
- (54) 「泰国民院様御年譜地取」安永四年九月二九日条。
- (55) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)第二章「藩政改革の展開」参照。

#### 四 知行地支配の特質

— 切地・上支配政策の評価をめぐって —

地方知行が堅持されるとはいえ、知行地支配の村落レベルにおける実態は、庄屋史料を初め地方史料が稀少な佐賀藩において、その分析は極めて困難である。このような史料制約を補う意味で、前節では家臣日記を素材に考察を加えた。もつとも、家臣日記は屋敷詰役・郷方役等が記録したいわば領主側の史料であり、その分析には自ずと限界がある。したがって、切地・上支配の実態究明について必ずしも完全を期したとは言えない。しかし、中期知行制をめぐる諸々の問題を孕んでいると思われるため、改めて本節で論点を整理し、その評価をめぐって考察することにしよう。

第一に家臣知行地が切地ないし上支配となることは、いわば藩権力による公的機能の発動であったということである。佐賀藩の場合、このことは特に重要である。すなわち、親類・親類同格層は大配分と称され、自らの知行地を「私領」と観念し、家老の場合もその傾向が強い。<sup>①</sup>この点は佐賀藩体制の成立過程ないし権力構造との問題とかわり、また近世領主制の観点からも興味深い。城島正祥氏は大配分領を、特に「自治領」と規定される。<sup>②</sup>このような給人知行地が具体的な地床を伴ったものであることは言うまでもなく、知行地と蔵入地ないし知行地相互に境公事（境界争い）<sup>③</sup>さえみられた。また知行地村の火事につき、庄屋より提出された、焼失竈名が、  

(村名)	堤村	(蔵入・配分の別)	御配分	(小名)	切通	(給人名)	生野織部百姓	(農民名)	平蔵
------	----	-----------	-----	------	----	-------	--------	-------	----

  
と記されるように、給人百姓の所属関係を示す場合、居住村名、蔵入地・配分地の区分、小名等とともに給人名が並記される。つまり、給人の知行地支配は実態を伴ったものであったことを再説しておこう。このように、佐賀藩知行制ないし領主制が独自の性格を有する故に、藩権力が家臣知行地に対し、公的機能の発動をもつていわゆる「上」支

配とした意味は重要なのである。

第二に、その「上」支配は藩財政の健全化のために強行された出米完納を目的としていたことである。とくに享保飢饉後の藩財政は極度に悪化していた。享保一七年の蔵入年貢収納高は、地米高一二九、八九〇石余に対して、僅かに二三、五五九石余(一八・一%)にとどまっている。これは享保一〇年の年貢収入七〇、四七三石余より約五万石も少なく、その三分の一にも満たない。また享保二〇年の米収入予算高は合米一三〇、五五〇石余であるものの、このうち四三%にあたる五六、一三六石余が落米として予定されている。しかも、銀収入として計上された銀四六九貫三四匁から銀支出の合銀一、二〇〇貫九六七匁を引いた銀七四一貫六二七匁が赤字として計上されている。家臣への出米はこのような享保飢饉後の藩財政の危機的状況のなかで強制され、その完納手段が切地・上支配であったのである。

第三に、切地・上支配ともに知行地の蔵入地化を本質的には志向していなかったことである。確かに落米率は蔵入並の低率に押さえられてはいたが、それは出米高確保の目的以外の何ものでもなかった。したがって、切地・上支配は給人からの申請制を原則とする。長期間の切地・上支配でも一年更新制か予め年限が決められており、藩側から切地を強制する場合も、出米滞納者に限定されていた。藩当局による切地・上支配の意図はこのように明解であった。第四に、切地・上支配が知行地の蔵入地化へと展開しなかつた理由である。この点に関してはその評価が難しいものの、藩当局の立場からは、二つの問題が介在していたといえよう。まず基本的に給人が勸農機能を有していたということである。次の史料をみてみよう。

(天和元年四月一日)

仰出之覚

当年飢饉付、御領中下々令困窮之由及餓死者も可有之旨被思召候、配分地之儀者其所之領主無油断、下々不及難

儀様念を入其心遣可仕候、且又兼る如被仰付置候領主非儀之仕置無之様、弥相嗜可申付候、若邪之儀有之段於被聞召者不届ニ可被思召候(後略)<sup>8)</sup>

飢饉時における配分地(知行地)の「心遣」を領主(給人)の義務と規定している。これは飢饉時のみの特例というよりは、領主(給人)による知行地「心遣」という原則を、飢饉時において再確認したものと捉えられる。この「心遣」の具体的内容は、いわゆる給人知行権の問題とも絡んでくる。家臣日記には給人による種扱・救済米等の貸与の記事がしばしばみられ、「心遣」の内容は経済的救済を中心としたいわば勸農機能と考えることができよう。このため、給人知行地の蔵入地化は給人による勸農機能を藩当局が補償しなければならなかったのである。いまひとつの理由は家臣の役方就任の問題である。とくに上支配の場合、物成高の一部の相続米渡しとなるかわりに役方就任が免除された。<sup>9)</sup>これは藩政運営に支障をきたすとともに、御恩と奉公を基軸とした封建的主従制原理から逸脱するものであった。いわば知行制の存在を前提として主従制原理が成立し、政治運営の原則が確立していたことを改めて想起する必要がある。切地・上支配政策がとられても、給人の申請制・一年更新制を原則とし、全面的な知行制改革⇨蔵入地化に帰結しなかったのは以上の二つの問題があったといえよう。

第五に給人層の切地・上支配さらには知行制そのものに対する認識である。この点について倉町鍋島氏を素材に考えてみよう。同氏は享保飢饉前後より知行地の明田畠化が進みその経営は著しく困難になっていた。その窮状は「知行所千布村兼る損毛在所ニ候処、凶年以来猶又百姓共至極及零落明田畠過分ニ有之、右之内年々春落成定等を以過半居付置候得共、残明田畠数十町何分ニも居付之手前之手段無之<sup>11)</sup>」と藩当局へ訴えられる。給人の知行地に対する春落・成定等の施策には自ずと限界があったことが知られる。そこで同氏は寛保元年秋、「御地走米并跡滞為納方地米七百三十拾石余、作地々切地ニ差上<sup>12)</sup>」と、当年の御馳走米(出来)および旧来の滞米について、切地差出しを決定した。切地・上支配の場合、落米率が蔵入地並とされ、「自分支配」の場合より低率となるため、給人はその差額を知

行地農民に「間米」として支給することもあった。いわば給人による勸農機能が留保されている。しかし、同氏の場合「間米自分ニ取せ候義不相叶ニ付、極々百姓共及迷惑<sup>13</sup>」という有様であった。そこで同氏は寛保二年春、「知行所不殘御上御支配」を申請したもののそれは却下された。このため、「御上御支配之義者不被相叶旨ニ候得者可奉願様無之、御上役者居付之立合被仰付於被下者、百姓共も納得仕過半居付申ニも可有御座<sup>14</sup>」と、上支配が実現されないのであれば藩役人による「田居付之立合」、いわば勸農機能の代行を訴えている。しかもこれは「百姓共も納得」させるといふ支配の正当性の成否にもかかわらずいたのである。そしてこの申請が却下されれば「外ニ参筋も無御座、源重無是非仕合ニ候得共、知行所不殘差上申々外無御座候<sup>16</sup>」とまで断言している。これには倉町鍋島氏による誇張があったにせよ給人に知行地差上げを覚悟させるほど給人財政の窮乏、知行地の疲弊化が進行していたのである。給人はむしろ切地・上支配を支持・期待する面を有していたといえよう。給人知行制が存続しながらも、知行制に対する観念は、戦国期ないし近世初期に比較すれば著しく変容していたと考えられる。このことは、単に給人知行権が藩権力により制限・形骸化されたという観点のみではなく、幕藩領主経済のなかに位置づけられた給人財政の窮乏化、飢饉によるその進行、およびそれに規定された給人層の知行制に対する認識の変化という観点からも、知行制の検討が必要であることを教えてくれる。

第六に、知行地支配に直接あたっていた郷方役および知行地を核とした村落共同体の評価である。郷方役は給人の陪臣であるが、日常的には知行地村に居住していた場合が多く、<sup>17</sup>村方の事情に精通していた。したがって、春落・物成等年貢徴収に関する事柄に限らず、知行地農民層は村方に関する種々の訴訟・要求について庄屋・村役を通じて郷方役に談合した。それは切地・上支配の場合も同様である。知行地農民層はいわば知行地共同体としての諸要求の実現を郷方役に期したのである。明和元年三月、納富鍋島氏の知行地三根郡下津毛村農民は、「下津毛村百姓中・村横目甚六・庄屋権右衛門」の連名にて、郷方役吉田瀬十へ「口上之覚<sup>18</sup>」を提訴した。内容は、下村数ヶ村が藩当局に築

堤普請の申請を出していることに對し、濕田化が促進されることを理由に下津毛村として築堤の差止めを願ひ出したものである。そして最後に要求が通らなければ知行地下津毛村の「數拾軒之百姓永々相続可仕様無御座、尤大庄屋筋江も差支候訳具ニ懸合置候得共、百姓躰末以ハ何分可相成哉、無十方難闍奉詫義御座候条、彼是之趣御慈恵を以、宣被為聞食、只今迄之通ニ、永々村方相立候様被仰付被下候通、御筋々被仰達被下儀源重奉頼候」と記している。文字通り「百姓躰」である知行地農民層が自らの要求完徹を郷方役、さらに知行制の論理に期しているのである。かかる観点よりみれば、近世村落が一村村請制の原理のみに貫かれているとは言ひ難い。むしろ複数の小共同体の存在を前提とし、村請制の原理を基軸にしながら近世村落が成立しているとみるべきであろう。その小共同体の一つが知行地共同体なのである。

(元文三年十一月八日)

一 姉川御知行百姓跡方村中給々打寄明神之祭相整備得共、凶年己後打絶、近年ハ給々一格々々ニ其領主ヲ祭料被差出祭仕之由、此御方々も何程成共祭料被仰付候ハハ御百姓中祭相調度旨相願候付、当年為祭料八木壹斗可被下由(後略)<sup>19)</sup>

これによれば、納富鍋島氏の知行地が含まれていた姉川村の明神祭が、①相給村にもかかわらず「給々打寄」、ひとつの「村」として執行されていたこと、つまり村請制の原理に貫かれていたこと、②しかし、凶年(享保飢饉か)以後中絶し、結局、知行地を単位として祭礼が復活したことが知られる。ここには給人知行地を核とした共同体、いわば知行地共同体の存在を想定することが可能であろう。この知行地共同体は、給人知行地が複数村にわたるいわゆる分散知行の場合でも、

(宝曆二年八月一日)

一 今日下津毛庄屋・村役、姉川江大風御見廻ニ罷出候事<sup>20)</sup>

近世中期地方知行(給人知行)に関する一考察(高野)

と、相互に結びつきを有し、検見願・雨乞願等、知行地村をめぐる全般にわたり、統一要求を行うことがしばしばみられる。郷方役は、このような知行地共同体（農民）と給人・藩当局（領主）とのいわば媒介項であった。階級的に領主層に属しながらも村方レベルで農民層と直接対峙する郷方役は、階級的に被支配者に属しながらも領主層の末端に位置づけられていた庄屋層と、知行地支配の面で相互補完的な役割を果していたのである。郷方役、庄屋・村役および知行地共同体の諸関係の分析が要請される所以はここにある。

〔註〕

- (1) 家老の家臣日記には自らの知行地を「私領」と記す場合が多くみられる。
- (2) 拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」（『九州史学』八二号、一九八五年）参照。
- (3) 城島正祥『佐賀藩の制度と財政』（文献出版、一九八〇年）。
- (4) 「(仮題) 詰頭人記録」（鍋島主水家文書 貞享四年九月五日条。「納富鍋島家日記」享保一七年六月五日条。
- (5) 「納富鍋島家日記」延享三年七月一日条（但し四月一三日条に折込み）。
- (6) 前掲柴多「享保期における佐賀藩政の展開」(一)、一九四頁。
- (7) 「同右」二〇一～四頁。
- (8) 「光茂公譜考補」二卷、天和元年四月一日条。
- (9) 「倉町鍋島家日記」元文元年閏一月条。
- (10) 役方により相連すると思われるが、家臣（給人）の陪臣がその下役として配属される運営形態がみられた。その場合、藩役方は「御役」、陪臣による下役配属は「内役」と呼ばれる（『神代鍋島家日記』巻四、寛延四年四月一日条）。ひとりの給人が相続米渡しで役方御役免除となった場合、その陪臣による数人の下役（内役）も補充されないことになる。
- (11) 「倉町鍋島家日記」寛保三年二月二四日条。
- (12) 前掲拙稿「幕末期における佐賀藩家臣団の構造」表11参照。
- (13) 「納富鍋島家日記」明和元年三月五日条。
- (14) 「同右」元文三年一月八日条。

(20) 「同右」宝曆二年八月二日条。

おわりに

佐賀藩における知行地の切地・上支配政策の検討を中心に近世中期の知行制について考えてみた。史料制約があり主として家老・着座等の上・中級家臣の日記を利用したため、分析の対象・方法が限定されざるを得なかった。しかし、給人知行制をめぐるいくつかの論点は提示できたのではないかと思う。それらについては今後の研究で問題の深化を図りたいが、就中、次の諸点は留意されよう。

第一に、給人知行制における勸農機能の問題である。この点について朝尾直弘氏は、日本の領主階級がその発生以来、領地経営の重要な属性としてきた勸農機能は、近世に至り個別給人領主レベルでは完全に無視され、土地生産性に重点をおいた大名領主単位の検地<sup>①</sup>領知掌握がめざされたとする。そして、その機能は、郡奉行（上級権力）に集められたという。確かに損毛時、給人が藩当局に対し切地・上支配・上検見を申請するのは、勸農機能が最終的には給人領主を越えた上級領主に集中されていたことを示す。しかし、この勸農機能は、本来、生産物徴収機能に付随した属性とみるべきである。とすれば、大名権力が飢饉時における知行地の「心遣」を給人に確認した如く、基本的には給人側にあつたとみるべきであらう。しかも、勸農とは狭義の経済的関係に止まらず、農民による各種の訴訟願い、雨乞、諸祭礼等の神事、正月・節句等の諸祝儀を初め、日常生活における給人と給知百姓の密接な関係を再生産させるものであらう。その意味で、給人による年貢徴収権といわば広義の勸農機能の実態・関係について分析する必要があるであらう。

第二に、知行地共同体の問題である。農民の日常生活の基盤となった共同体ないし実質地域的な単位として知行地共同体を想定する必要がある。近世の村落共同体結合は、個別領主支配とセットにして考察されるべきで、むしろ

両者の緊張関係を重視すべきであろう。知行地農民が、落米・水利普請・諸祭礼等、知行地共同体としての諸要求を藩当局に直接申請するよりも、自らが「百姓鉢」なるが故に知行方役人に訴願するという、知行制の論理に期していた点は注目される。地方知行制下のいわゆる相給村落とはこのような知行地共同体Ⅱ小共同体が村請制原理を基軸に編成されたものを一つのタイプとして想定することができよう。

第三に、給人知行制と農民闘争との関連である。かつて秀村選三氏は「西南辺境型領国」という地域概念を設定され、その構成要件として、藩権力の辺境的性格、地方知行の存続、郷土制度の存続、農民闘争の稀少性等を挙げられた。また、長野暹氏は特に佐賀藩について、給人知行制下において密度の高い諸施策・救恤が、農民層の不満を緩和し、一揆の発生を抑制したとされた。<sup>③</sup> いずれにしても、地方知行の存在が、農民闘争を顕在化させなかつた主要な要因とされる。これに対して、丸山雍成氏は佐賀藩諫早一揆（寛延三年）の分析を通じ、①領民の巨大な潜在的エネルギーを無視することができないこと、②知行主と一般農民とが日常生活面で緊密な関係にあつたこと、③領民の潜在的な力が上級の藩権力の政策基調にいかん作用したかという分析なしには、農民闘争の本質に迫れないこと等を指摘、地方知行と農民闘争の關係の再検討を提示されている。<sup>④</sup> 以上の点については、まず、知行地支配のメカニズムに関する研究がさらに必要と思われる。特に本稿では知行地の直接支配にあたる郷方役および庄屋層の存在に注目した。さらに村方レベルでの日常生活の実態究明が要請されよう。農民闘争の問題は基本的には領主対農民という關係で捉えるべきであろうが、現実の村方では給人、郷方役、庄屋・村役および知行地農民層（知行地共同体）という、複雑で多様な利害で結ばれた集団、人間關係が存在・拮抗していた。農民闘争と地方知行制の問題を考えると、村方レベルでのかかる日常的な深層の局面にまで分析のメスを入れる必要があるであろう。

近世における農民支配の特質を考察する上で、地方知行（給人知行）制は、領主制、村落、農民闘争等の諸問題を有機的に関連づけ総合化する、ひとつの結節点なのである。

〔註〕

- (1) 朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』五（東京大学出版会、一九八五年）五九―六一頁。
- (2) 『幕末期西南辺境領国における流通構造の特質―試論―』（宮本又次編『商品流通史の史的研究』ミネルヴァ書房、一九六七年）。
- (3) 長野暹「佐賀藩の幕末期における地方知行村に関する若干の考察」（『佐賀大学経済論集』一四卷三号、一九八二年）。
- (4) 丸山雍成「佐賀藩諫早一揆の歴史的意義」（同編『幕藩制下の政治と社会』〈文献出版、一九八三年〉所収）三九八頁。

〔追記〕

本稿は鍋島佐賀藩を素材に近世中期の地方知行について考察したものの、素描にとどまってしまった。個別の問題あるいは取り上げ得なかった問題（とくに家臣財政の具体相）については他日を期したい。なお近世史研究における地方知行（給人知行）制の重要性については、加藤章氏より多大の御教示を受けた。記して感謝の意を表します。また、史料閲覧にあたっては各史料の所蔵機関、とくに鍋島報効会、佐賀県立図書館郷土資料室の方々にお世話になった。併せて御礼申し上げます。